

令和4年度 3学期いじめ防止対策の取組状況に係る報告

1 未然防止への取組

(1) 心の絆プロジェクト児童会・生徒会代表者ミーティングについて

心の絆プロジェクト児童会・生徒会代表者ミーティング（1月14日）で、令和5年度心の絆プロジェクトのテーマについて話し合った。

(2) 第15回加古川教育フォーラムについて

- 日 時 令和5年2月18日（土）13:00～16:00
- 場 所 市民会館大ホール
- 参加人数 691人
- 内 容
 - ・令和4年度「心の絆プロジェクト」各学校の取組紹介
 - ・令和5年度「心の絆プロジェクト」テーマ
「笑顔革命 加古川つくるわ 笑顔の輪」

○ その他

令和5年度についても、児童会・生徒会を中心とした主体的な取組を進める。また、8月開催の児童会・生徒会代表者ミーティングを広く市民に公開するとともに、「いじめ防止市民フォーラム」は、令和6年2月17日開催予定の第16回加古川教育フォーラムと統合し、いじめや不登校を含む学校が抱える諸課題の解決に向けて、各学校で取り組んだ内容の発表を予定している。

2 早期発見・早期対応への取組

(1) いじめの認知について〔別添資料①〕

① いじめ認知の推移

(単位：件)

校 種	1学期				2学期					3学期			合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
小学校	34 (40)	60 (58)	114 (95)	84 (156)	11 (3)	57 (55)	92 (60)	86 (73)	114 (113)	36 (35)	59 (42)	50 (32)	797 (762)
	292 (349)				360 (304)					145 (109)			
中学校	14 (11)	23 (38)	35 (26)	21 (14)	3 (9)	15 (11)	19 (31)	33 (33)	22 (20)	16 (11)	17 (9)	10 (9)	228 (222)
	93 (89)				92 (104)					43 (29)			
合計	48 (51)	83 (96)	149 (121)	105 (170)	14 (12)	72 (66)	111 (91)	119 (106)	136 (133)	52 (46)	76 (51)	60 (41)	1,025 (984)

※（ ）内は昨年度の件数

② いじめの様態

(単位：件)

いじめの様態	小学校		中学校		合 計	
からかい・悪口	399	50.1%	180	78.9%	579	56.5%
仲間外れ・無視	48	6.0%	10	4.4%	58	5.7%
ネットでの誹謗中傷	13	1.6%	10	4.4%	23	2.2%
暴力	189	23.7%	13	5.7%	202	19.7%
恐喝	6	0.8%	0	0.0%	6	0.6%
その他 ※	142	17.8%	15	6.6%	157	15.3%
合 計	797	100%	228	100%	1,025	100%

※ 落書き、もの隠し、嫌がらせ、いたづらなど

③ いじめ発見のプロセス

(単位：件)

発見のきっかけ	小学校		中学校		合計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
アンケート	78	9.8%	2	0.9%	80	7.8%
本人	241	30.2%	143	62.7%	384	37.5%
他の児童生徒	89	11.2%	19	8.4%	108	10.5%
学級担任	80	10.0%	11	4.8%	91	8.9%
関係教員	19	2.4%	8	3.5%	27	2.6%
養護教諭	2	0.3%	1	0.4%	3	0.3%
保護者	282	35.3%	43	18.9%	325	31.7%
その他 ※	6	0.8%	1	0.4%	7	0.7%
合計	797	100%	228	100%	1,025	100%

※ 独自の教育面談、スクールカウンセラーなど

④ 分析・評価

- 1,000人あたりの認知件数
小学校：58.9件（昨年度比3.9件増）、中学校：32.7件（昨年度比0.6件増）
- いじめ認知件数の増加
令和3年度と比較するといじめの認知件数は小学校、中学校とも増加しており、令和2年度からは2期連続で増加し、令和元年度以来、1,000件を超える認知件数となった。
- いじめの様態
小学生で暴力を伴うものの割合が高くなっている（令和3年度151件⇒令和4年度189件）。自分の感情や思いをうまく伝えられず、衝動的な行動に出してしまうことが多いように思われる。ネットでの誹謗中傷の件数は令和3年度とほぼ同数となっている。小学生でもスマホをもつ児童の割合が増えており、ネット上での仲間外しやオンラインゲームでのトラブルが原因となっている。
- いじめ発見のプロセス
加古川市の特徴として児童生徒本人から、または保護者からの相談割合が高くなっている。児童生徒自身が困ったことを先生に、もしくは保護者に積極的に相談できていると考えられる。また、他の児童生徒からの情報の割合も高く、相談行動に移す意識が高いことがうかがえる。その要因としては相談行動促進授業を継続して行っていること、さらには心の相談アンケート及び教育相談で教員が児童生徒一人ひとりに親身になって対応していることで相談しやすい環境になっていることが考えられる。

(2) 不登校児童生徒への支援の充実について〔別添資料②〕

① 令和4年度不登校児童生徒の状況

- 不登校児童生徒数
小学校：236人（昨年度比70人増）
中学校：453人（昨年度比39人増） 計：689人（昨年度比109人増）
- 不登校改善率
小学校（40人）：16.95%（昨年度比7.15%減）
中学校（145人）：32.01%（昨年度比4.72%増）
※学級担任等関りのある教員からの報告

② 不登校対策推進委員会の実施状況

- 学校園連携ユニット別不登校対策委員会（ユニット情報交換会）を実施した。
- 第5回不登校対策推進委員会では、3中学校区の学校園連携ユニットから実践発表を行った。

③ 分析・評価

不登校児童生徒数は小学校、中学校とも増加している。また、令和4年度の不登校改善率は、小学校では令和3年度と比べると減少している一方で、中学校ではわずかに増加している。各小・中学校で不登校児童生徒に対しての手厚い支援が行われているが、年々、不登校児童生徒は増加している。そのため、児童生徒の「居場所づくり」「絆づくり」を進め、その中で基本的な自尊感情を高め、子どもたちが自己有用感を高められるよう支援を継続し、アセスや心の相談アンケート及び教

育相談を積極的に活用して不登校の未然防止、早期発見・早期対応に努めていく必要がある。

また、各小・中学校だけの対応ではなく、学校が教育相談センター等の関係機関と密に連携し協議していくことで、より効果的な支援、対応が行えるよう、さらなるサポート体制の充実に努めていく。

(3) わかば教室（サテライト教室）について

わかば教室を利用する児童生徒が年々増加していることから、わかば教室の新設に向けて、令和4年11月から令和5年3月まで、わかば教室のサテライト教室を少年自然の家（野外活動施設）及び平岡公民館で試行的に実施し検証を行った。〔別添資料③〕

令和5年度からは、学校外の居場所における教育機会の確保を目指して、従来のわかば教室に加え、3か所の公民館（加古川北・平岡・尾上）に学習支援型わかば教室を、少年自然の家に体験活動型わかば教室を設置して、様々な体験活動を通じて社会性の醸成と学習への支援、居場所の確保に取り組んでいる。〔別添チラシ〕

(4) いじめ重大事態について〔別添資料④〕

令和4年度は、不登校重大事態が3小学校と1中学校で発生した。2小学校については、学校調査組織による調査を行い、調査結果を関係保護者へ説明している。

また、残りの1小学校と1中学校の事案については、現在、学校調査組織に第三者（弁護士）が加わり対応方法等を協議している。

3 関係機関との連携を強化した取組

(1) スクールサポートチームの活動状況について

① チーム員の取組

ア 学校支援カウンセラー（心理相談員）

<月別アウトリーチ件数について>

(単位：件)

内 容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
いじめ													
不登校													
学業・進路													
友人関係													
家庭・子育て				1									1
心身の健康・保健	2		4	5			1	1	1		2		16
発達障害等								1			1		2
非行・不良行為													
暴力行為													
虐待													
体罰													
学校・教職員との関係													
その他													
合 計	2	0	4	6			1	2	1		3	0	19

イ 学校支援ソーシャルワーカー（社会福祉士）〔別添資料⑤〕

ウ いのちと心サポート相談員（校長OB）

電話対応：39件（年198件）、面接対応：3件（年18件）

エ 学校安全支援員（警察OB）

電話対応：4件（年14件）、面接対応：8件（年25件）、関係機関との連携：40件（年118件）

オ スクールロイヤー（弁護士）

No	学校からの相談	スクールロイヤーからの助言	学校・市教委の対応
※No 1～9に関しては令和4年度第3回までに報告済み			
10	生徒会の運用について、教員が保護者へ状況を説明した際に、保護者は教員に対して、説明不足を威圧的に指摘したうえで、不適切な発言を行った。この保護者の発言は侮辱罪や名誉棄損罪に該当するのか。また、保護者に対して法的対応をする場合の手続きは。	保護者の不適切な発言が繰り返されるなど言動が止まない場合は、ハラスメント等に該当するものとして、学校は止めるよう保護者へ求める必要がある。また、一般的には、通知書を発出するなどしたうえで、裁判外交渉で解決しない場合は、訴訟に進むことが多いかと思う。録音するなど記録を残すようにする。	学校では、本事案をよい教訓とするために、記録を残すことや、対応の在り方について、管理職から全教職員に伝えた。 その後、保護者と大きなトラブルは発生していない。

(2) ネットパトロールの実施状況について

① 専門機関からの情報提供（月別）

（単位：件）

対応区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
専門機関からの情報提供	199	373	330	211	470	269	273	199	211	410	243	135	3,323
今後見守りを要する事案	25	13	9	12	10	10	9	8	6	10	5	5	122
学校への対応依頼事案	2	2	4	1	1	2	2	0	1	3	1	0	19
関係機関への情報提供	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

② 今後見守りを要する事案

少年愛護センターと専門機関が協議し、今後、見守りが必要であると判断した事案の件数である。

当該事案は、月例開催の中学校生徒指導担当者会において、生徒指導担当教諭及び中学校生徒指導代表校長・教頭と情報を共有している。また、小学校生徒指導担当者には、合同補導等の機会に情報提供している。

Instagram や TikTok、Twitter 等のネットワークアプリにおいて、「名前」「学校名」「部活動名」「学年（年齢）」「写真」「動画」などを公開し、交友関係を広げている児童生徒や不適切な書き込みをしている児童生徒などを見守りの対象としている。また、専門機関から助言を得ながら、表アカウントと裏アカウントの両方を確認し、投稿内容の差による児童生徒の心の動きを見守っている。

③ 学校への対応依頼事案

今後見守りを要する事案のうち、少年愛護センター内で追調査、協議、精査し、学校へ情報提供および対応を依頼した事案の件数である。事案については、主に管理職へ情報提供し、学校は当該生徒とその保護者に対し、安心・安全なネット利用を指導している。令和4年度に対応した19件の事案は、少年愛護センターが学校と今後予測される危険性を共有し、学校からは家庭による指導も依頼しており、生徒への指導、保護者への理解を含めすべて解決している。

また、自殺を仄めかすなどのSOS情報を発見した場合は、緊急対応事案として専門機関から即時少年愛護センターへ連絡が入るように依頼しているが、今年度は0件となっている。

<令和4年度の対応依頼事案>

- ・自分自身の個人情報の公開（3件）
- ・他人の個人情報の公開（3件）
- ・個人を特定した誹謗・中傷（1件）
- ・自傷行為（3件）
- ・暴力・問題行動（9件）

4 推進体制・検証体制を整える取組

- (1) 学校生活に関するアンケート、心の相談アンケート、教育相談の取組状況について
2学期の各学校の取組状況について、1月に指導主事が各小・中学校を訪問し、聴き取りを実施した。
- (2) 中学校生徒指導担当者会及び小学校生徒指導部会との連携について
問題行動(いじめを含む)等の状況や対応について情報提供を行った。
- (3) いじめ対策委員会及び不登校対策委員会の機能的な運用について
学校園連携ユニット別不登校対策委員会(ユニット情報交換会)を実施した。(再掲)
- (4) いじめ対策へのPDCAサイクルによる評価検証体制の推進について
令和4年度各学校の改善プログラム取組状況は資料5で報告する。
- (5) 学校評価による検証について
学校評価は資料6で報告する。